第 3 期

報告書

平成21年3月1日から平成22年2月28日まで

J.フロント リテイリング株式会社

証券コード：3086

DAIMARU　Matsuzakaya

J.フロント リテイリング グループ 基本理念

■ 私たちは、時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、
お客様の期待を超えるご満足の実現を目指します。

■ 私たちは、公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じて
グループの発展を目指します。

当社の概要

〈平成22年２月28日現在〉

商号	J.フロント リテイリング株式会社
本社所在地	東京都中央区銀座六丁目10番1号
設立	平成19年９月３日
事業内容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯する業務
資本金	300億円
発行可能株式総数	2,000,000,000株
発行済株式の総数	536,238,328株

〔目　次〕

第３期定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告…… 1
連結貸借対照表…… 24
連結損益計算書…… 25
連結株主資本等変動計算書…… 26
連結注記表…… 27
貸借対照表…… 32
損益計算書…… 33
株主資本等変動計算書…… 34
個別注記表…… 35
監査報告書謄本…… 39

JFRマークについて

日の丸をモチーフにした円形の中に、社名「J.フロント リテイリング」の頭文字“JFR”で富士山を描きました。百貨店事業を核に、質量ともに日本を代表する小売業のリーディングカンパニーを目指す強い意志を表現しています。

代表取締役会長
兼最高経営責任者
奥田 務

代表取締役社長
茶村 俊一

皆さまには、ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

当社グループ及び当社の第３期（平成21年３月１日から平成22年２月28日まで）の現況をここにご報告申しあげます。

［第３期定時株主総会招集ご通知添付書類］

事業報告（平成21年３月１日から平成22年２月28日まで）

1.企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、企業収益に回復の動きが見られましたが、デフレが進行し、雇用・所得環境の改善が進まない中、個人消費が伸び悩むなど、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

百貨店業界では、業種・業態を超えての競争激化に加え、節約志向の一段の高まりをはじめ、消費者の価値観の激変などから、売上高が前年実績を大きく下回り、店舗の閉鎖決定が相次ぐなど、極めて厳しい状況が続きました。

このような状況下、当社は従来の百貨店ビジネスモデルではこの激変の時代を乗り切れないとの認識のもと、事業再生を目指した「新百貨店モデル」構築を中心とする経営の構造改革に着手いたしました。その第一歩として、昨秋取得した大丸心斎橋店「北館」において、新しい店づくりをスタートさせました。

さらに、今後の経営基盤強化を図るため、大丸梅田店、大丸東京店などの既存店舗増床計画や銀座六丁目地区再開発計画などを推進する一方、松坂屋岡崎店を１月に閉鎖いたしました。また、JR名古屋駅前の再開発計画に伴い、松坂屋名古屋駅店の営業終了を決定いたしました。

このような経営の構造改革や経営基盤強化を加速させ、意思決定の迅速化と一層の経営の効率化を図るため、当初予定より前倒しして、本年３月に百貨店事業の大丸、松坂屋を合併し、新社名を株式会社大丸松坂屋百貨店とする新体制を始動させました。

また、あらゆる経費の一層の効率化を目指して、外部委託業務の内製化をはじめ経費構造の更なる見直しとグループ全体のコストコントロール強化に徹底的に取り組み、人的生産性の向上に向けても、要員のスリム化と少数精鋭化を進め、組織・要員構造改革に全社を挙げて取り組みました。

以上のような諸施策に加え、売上減少を最小限にとどめるための営業収益拡大策に全力で取り組みましたが、当期の連結業績は、百貨店事業を中心に売上高が伸び悩み、売上高は10.4%減の9,825億33百万円となりました。損益面でも、販売費及び一般管理費の削減に努めましたが、営業利益は33.8%減の185億84百万円、経常利益は29.4%減の199億66百万円となりました。

一方、特別利益として固定資産売却益、投資有価証券売却益などを計上し、また、特別損失として大丸浦和パルコ店ほかの減損損失、松坂屋岡崎店ほかの事業整理損などを計上いたしました結果、当期純利益は13.9%増の81億67百万円となりました。

なお、中間配当は見送らせていただきましたが、期末配当金につきましては、１株につき７円とさせていただきました。

事業の種類別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

百貨店事業

当事業では、従来の百貨店が抱えてきた「マーケット対応力の弱さ」と「高コスト・低収益構造」を克服するため、新しい百貨店業態への転換を目指した「新百貨店モデル」の構築に全力で取り組みました。11月にオープンした大丸心斎橋店「北館」では、マーケットの変化に機敏に対応するため、地下１階・地下２階にヤング層を対象としたレディスファッションフロア「うふふガールズ」を展開したほか、「アラサー」と呼ばれる30歳前後の方々を対象としたさまざまなセレクトショップや、消費者の関心が高まっている「コト消費」関連売場としての美と癒しをテーマとするショップ、ゴルフスクールなどを導入いたしました。オープンに際しては、ブログやフリーペーパーなどの新しいコミュニケーションツールを活用したプロモーションを実施いたしました。また、運営面では、徹底した少人数で売場運営を行うローコスト体制を構築いたしました。今後はこの「北館」の店づくりについて検証を重ね、完成度をさらに高めつつ、その成果を各店に広めてまいります。

また、全店舗では、消費のカジュアル化、低価格化に対応したブランドや商品を導入したほか、バーゲンセールなどの開催時期の前倒し・拡大など、これまでの施策の見直しを行いました。さらに、秋のシルバーウィークに開催したサンクスフェスティバルでは、総額１億円が当たる大抽選会や携帯電話で手軽に参加できるプレゼントキャンペーンを実施したほか、歳暮ギフト品の処分セールなど、話題性と集客力の高い販売促進活動をタイムリーに実施いたしました。

以上のような施策に取り組みましたが、高額品やファッション商品の買い控えなどの影響により購買単価が下落し、既存店の売上は引き続き苦戦を余儀なくされました。この結果、売上高は、大丸心斎橋店「北館」のオープン、松坂屋岡崎店の閉店セールが寄与いたしましたが、9.0%減の7,609億19百万円、また営業利益は、販売費及び一般管理費の効率化に取り組みましたが、39.9%減の129億95百万円となりました。

スーパーマーケット事業

ピーコックストアは、地域のお客さまに支持される食品スーパーマーケットを目指して、食の安全・安心に加え、値ごろ感のあるプライベートブランド商品開発の促進や、「毎日がお買い得」などの新たな企画の拡大展開に努め、消費者の節約志向に応じた品揃えに取り組みました。

さらに、５月にニッケコルトンプラザ店（千葉県市川市）、11月には白楽六角橋店（神奈川県横浜市）を新規オープンいたしましたが、厳しい売上状況の中、店舗閉鎖や地域間における競合激化の影響も加わり、売上高は5.7%減の1,232億58百万円となりました。

しかしながら、徹底したローコスト運営の視点で店舗業務を見直し、本部機能も集約化することで人的生産性の向上を図り、販売費及び一般管理費を大幅に圧縮した結果、営業利益は29.3%増の14億29百万円となりました。

卸売事業

大丸興業では、市場環境悪化により、化学品や金属・樹脂加工品の産業資材をはじめ全部門に亘り苦戦を

呈した中、新規商材の開発や新たな販路の開拓に取り組みましたが、売上高は27.4%減の632億49百万円となりました。また、あらゆる経費の一層の合理化を図りましたが、営業利益は28.0%減の25億73百万円となりました。

その他事業

その他事業では、建装事業の大幅な減収もあり、売上高は11.6%減の810億44百万円となりました。しかしながら、各社が販売費及び一般管理費の削減によって業績を下支えし、加えてクレジット事業においてはカード会員数の拡大が業績に大きく寄与したことから、営業利益は9.6%増の28億３百万円となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高、営業利益

（単位：百万円）

事業セグメント	第２期				第３期			
	売上高		営業利益		売上高		営業利益	
	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比
		%		%		%		%
百貨店業	836,189	76.2	21,616	77.0	760,919	77.4	12,995	69.9
スーパーマーケット業	130,660	11.9	1,105	3.9	123,258	12.6	1,429	7.7
卸売業	87,139	7.9	3,572	12.7	63,249	6.4	2,573	13.8
その他事業	91,688	8.4	2,558	9.1	81,044	8.3	2,803	15.1
消去	△48,987	△4.4	△760	△2.7	△45,938	△4.7	△1,216	△6.5
合計	1,096,690	100.0	28,092	100.0	982,533	100.0	18,584	100.0

百貨店業の商品別及び会社別、店別売上高は次のとおりであります。

百貨店業の商品別売上高　（単位：百万円）

商品別	金　額	構成比	対前期増減率
		%	%
紳士服・洋品	56,305	7.4	△13.4
婦人服・洋品	216,823	28.5	△8.7
子供服・洋品	16,264	2.1	△9.0
呉服・寝具・その他衣料	16,774	2.1	△15.0
身回品	82,317	10.8	△13.1
家具	10,747	1.4	△12.0
家電	1,961	0.3	△20.2
家庭用品	25,538	3.4	△13.4
食料品	196,002	25.8	△4.7
食堂喫茶	22,086	2.9	△11.0
雑貨	81,442	10.7	△18.6
サービス	4,724	0.6	△27.7
その他	28,736	3.8	46.4
J.フロント リテイリング及びセグメント内消去	1,193	0.2	119.4
合計	760,919	100.0	△9.0

（注）岡崎店は平成22年１月31日に店頭営業を終了いたしました。

百貨店業の会社別、店別売上高　（単位：百万円）

会社別、店別		金　額	構成比	対前期増減率
			%	%
株式会社大丸	大阪・心斎橋店	76,673	10.1	△0.5
	大阪・梅田店	54,085	7.1	△11.2
	東京店	53,084	7.0	△5.1
	ららぽーと横浜店	3,797	0.5	△0.8
	浦和パルコ店	4,087	0.5	△3.9
	京都店	70,112	9.2	△10.9
	山科店	5,447	0.7	△5.4
	神戸店	82,112	10.8	△10.6
	新長田店	5,427	0.7	△6.5
	須磨店	9,727	1.3	△6.1
	芦屋店	7,977	1.1	△8.3
	札幌店	51,131	6.7	1.6
	小計	423,664	55.7	△6.6
株式会社松坂屋	名古屋店	110,584	14.5	△10.2
	上野店	48,265	6.3	△11.6
	静岡店	23,537	3.1	△11.3
	銀座店	14,278	1.9	△8.1
	高槻店	12,772	1.7	△10.4
	名古屋駅店	10,484	1.4	△9.8
	豊田店	8,012	1.1	△12.1
	岡崎店（注）	5,705	0.7	13.1
	小計	233,640	30.7	△10.1
株式会社博多大丸		67,981	8.9	△5.6
株式会社下関大丸		18,982	2.5	△6.5
株式会社高知大丸		15,457	2.0	△7.5
J.フロント リテイリング及びセグメント内消去		1,193	0.2	119.4
合計		760,919	100.0	△9.0

(2)設備投資の状況

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当連結会計年度中における設備投資の総額は、595億66百万円であります。主なものは、百貨店業では、大丸の心斎橋店北館取得393億46百万円、梅田店保証金46億80百万円、松坂屋のパレ銀座ビル取得71億36百万円、上野店駐車場ビル新築工事22億55百万円などであります。また、スーパーマーケット業では、ピーコックストアのニッケコルトンプラザ店、白楽六角橋店の新規出店による新店工事４億32百万円などであります。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当連結会計年度末における継続中の主要設備の新設、拡充の主なものは、百貨店業では、大丸の梅田店増床工事、京都店大規模改装工事等であります。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度において設備投資、社債償還及び借入金返済に充当するために、子会社の大丸及び松坂屋で金融機関からの借入により474億50百万円を調達しております。

(4)対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、デフレの進行や景気回復の遅れが懸念される中、競争が益々激化するなど、一層厳しさを増すと予想されます。

こうした厳しい環境に対処するため、JFRグループは、百貨店事業の大丸と松坂屋の合併で完成した一業種一社体制のもと、新たなグループ経営をスタートさせ、各社の役割を明確にする中で、グループの課題である「事業再生を目指した新百貨店モデルの早期確立」と「持続的成長に向けたグループの事業構造の変革」に全力を挙げて取り組んでまいります。

新百貨店モデルの確立につきましては、地域毎のマーケットニーズに的確に対応した魅力ある店づくりを基本に、大丸心斎橋店「北館」での新しい売場づくりや少数運営体制などの他店舗への拡大や、新しい取り組みを主導できる専門人材の育成強化などを進め、中核事業である百貨店ビジネスの再生に全力で取り組んでまいります。

また、グループの事業構造の変革につきましては、既存事業の見直し・強化、新たな成長分野の発掘・育成を積極的に行うなど、グループの持続的な成長実現を図ってまいります。

これらの課題解決にスピードをあげて取り組み、グループの企業価値の向上と将来に向けた成長と発展を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞ一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5)財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	第１期	第２期	第３期	第１期（年間実質ベース）
売上高	1,016,402百万円	1,096,690百万円	982,533百万円	1,177,901百万円
営業利益	39,717百万円	28,092百万円	18,584百万円	42,632百万円
経常利益	39,812百万円	28,289百万円	19,966百万円	43,151百万円
当期純利益	20,538百万円	7,170百万円	8,167百万円	23,404百万円
１株当たり当期純利益	45円74銭	13円56銭	15円45銭	－
総資産	805,375百万円	776,616百万円	804,534百万円	805,375百万円
純資産	315,854百万円	316,268百万円	323,506百万円	315,854百万円

（注）1. 第１期は、平成19年３月１日から平成20年２月29日までの大丸グループ業績及び平成19年９月１日から平成20年２月29日までの松坂屋グループ業績を連結した数値であります。
2. 第１期（年間実質ベース）は、平成19年３月１日から平成20年２月29日までの大丸グループ業績及び松坂屋グループ業績を連結した年間実質ベースの数値であります。

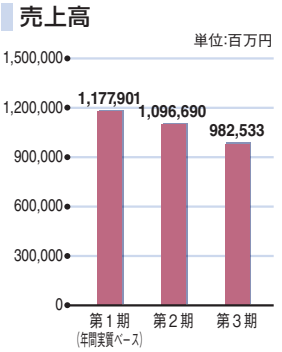

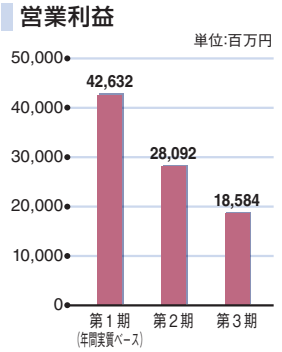

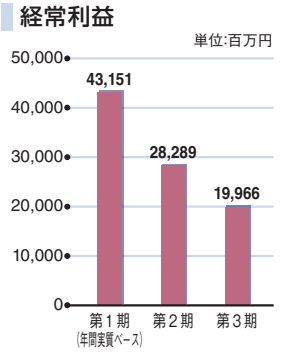

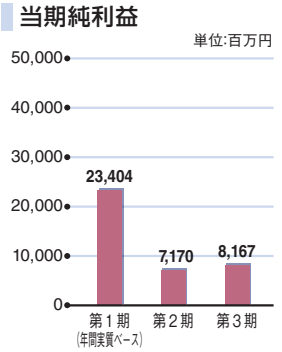

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	第１期 (自平成19年９月３日 至平成20年２月29日)	第２期 (自平成20年３月１日 至平成21年２月28日)	第３期 (自平成21年３月１日 至平成22年２月28日)
営業収益	7,653百万円	12,677百万円	12,437百万円
営業利益	6,131百万円	6,698百万円	7,010百万円
経常利益	5,753百万円	6,570百万円	6,994百万円
当期純利益	5,906百万円	6,440百万円	7,048百万円
１株当たり当期純利益	11円06銭	12円18銭	13円33銭
総資産	294,781百万円	281,491百万円	286,603百万円
純資産	278,243百万円	279,762百万円	284,925百万円

(6)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

（単位：百万円、％）

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社大　丸	20,283	100.0	百貨店業
株式会社松坂屋	9,765	100.0	百貨店業
株式会社博多大丸	3,037	69.9	百貨店業
株式会社下関大丸	480	100.0	百貨店業
株式会社高知大丸	300	100.0	百貨店業
株式会社今治大丸	300	100.0	百貨店業
株式会社ピーコックストア	2,550	100.0	スーパーマーケット業
大丸興業株式会社	1,800	100.0	物品卸売業・輸出入業
株式会社J.フロント建装	100	100.0	建装工事請負業
株式会社DHJ	180	100.0	家具卸売・小売業
JFRカード株式会社	100	100.0	クレジット業
株式会社大丸ホームショッピング	100	100.0	通信販売業
株式会社J.フロントフーズ	100	100.0	飲食店業
株式会社ディンプル	90	100.0	人材派遣業
株式会社大丸コム開発	50	100.0	不動産賃貸業・テナント業
株式会社消費科学研究所	450	100.0	商品試験・品質管理業
株式会社JFR情報センター	10	100.0	情報サービス業
株式会社JFRオフィスサポート	100	100.0	事務処理業務受託業
株式会社JFRサービス	100	100.0	リース業・駐車場管理業
株式会社セントラルパークビル	100	85.7	駐車場業、不動産賃貸業
株式会社エンゼルパーク	400	49.8	駐車場業
株式会社大丸友の会	100	100.0	前払式特定取引業
株式会社マツザカヤ友の会	50	100.0	前払式特定取引業

（注）1. 株式会社レストランピーコックは平成21年３月１日付で松栄食品株式会社を吸収合併しております。また、同日より社名を株式会社J.フロントフーズに変更しております。
2. 松坂サービス株式会社は平成21年９月１日より社名を株式会社JFRサービスに変更しております。また、平成21年12月１日付で株式会社大丸リース&サービスを吸収合併しております。
3. 栄印刷株式会社は平成21年12月１日の株式譲渡をもって連結子会社に該当しなくなりました。
4. 株式会社松坂屋は平成22年３月１日付で株式会社大丸を吸収合併しております。また、同日より社名を株式会社大丸松坂屋百貨店に変更しております。
5. 株式会社J.フロント建装は平成22年３月１日付で株式会社DHJを吸収合併しております。
6. 株式会社今治大丸は平成21年２月28日に解散し、現在清算中であります。

⑺主要な事業内容

百貨店業、スーパーマーケット業、卸売業及びその他の事業として建装工事請負業、通信販売業等

⑻主要な営業所

（百貨店業）

	名称	所在地		名称	所在地
株式会社大丸	大阪・心斎橋店	大阪市中央区	株式会社松坂屋	名古屋店	名古屋市中区
	大阪・梅田店	大阪市北区		上野店	東京都台東区
	東京店	東京都千代田区		静岡店	静岡市葵区
	らら ぽーと横浜店	横浜市都筑区		銀座店	東京都中央区
	浦和パルコ店	さいたま市浦和区		高槻店	大阪府高槻市
	京都店	京都市下京区		名古屋駅店	名古屋市中村区
	山科店	京都市山科区		豊田店	愛知県豊田市
	神戸店	神戸市中央区	株式会社博多大丸		福岡市中央区
	新長田店	神戸市長田区	株式会社下関大丸		山口県下関市
	須磨店	神戸市須磨区	株式会社高知大丸		高知県高知市
	芦屋店	兵庫県芦屋市			
	札幌店	札幌市中央区			

（スーパーマーケット業）

名称	所在地
株式会社 ピーコックストア	関東地区：東京都39、神奈川県８、千葉県５、埼玉県１ 関西地区：大阪府20、京都府２、兵庫県15、奈良県１ 中部地区：愛知県８

（卸売業）

名称	所在地
大丸興業株式会社	本　社：大阪市中央区、東京都江東区 事務所：群馬県１、長野県１、愛知県１、大分県１、海外７

（その他の子会社）

本社：大阪市11社、名古屋市３社、岡崎市１社

⑼従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区分	員数
百貨店業	5,821 人
スーパーマーケット業	1,067
卸売業	220
その他事業	1,285
合計	8,393

（注）上記従業員のほかに、臨時従業員が期中平均で7,038人おります。

②当社の従業員の状況

員数	平均年齢
857 人	45.0 才

③主要な子会社の従業員の状況

名称	員数	平均年齢
株式会社大丸	2,346 人	43.7 才
株式会社松坂屋	1,771	41.1
株式会社ピーコックストア	1,067	44.9
大丸興業株式会社	220	40.6

⑽主要な借入先

企業集団の主要な借入先　　（単位：百万円）

借入先	借入額	借入先	借入額
三菱東京ＵＦＪ銀行	31,790	みずほ銀行	8,526
三井住友銀行	15,270	りそな銀行	6,700
日本政策投資銀行	11,180	農林中央金庫	4,350

⑾その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.会社の株式に関する事項

⑴発行可能株式総数　　2,000,000,000株
⑵発行済株式の総数　　536,238,328株
⑶株主数　　72,436名
⑷大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,070 千株	6.63 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	33,188	6.27
日本生命保険相互会社	28,906	5.46
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	14,291	2.70
Ｊ.フロント リテイリング共栄持株会	13,756	2.60
第一生命保険相互会社	11,564	2.18
東京海上日動火災保険株式会社	8,369	1.58
Ｊ.フロント リテイリング従業員持株会	7,932	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	6,409	1.21
住友生命保険相互会社	6,388	1.20

（注）持株比率は、自己株式（7,397千株）を控除して計算しております。

3.会社の新株予約権に関する事項

⑴当事業年度末日において当社役員等が保有している、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

Ｊ.フロント リテイリング株式会社第５回新株予約権（※　平成19年９月３日発行）
※平成19年９月３日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

①新株予約権を保有する者の区分、人数（新株予約権の目的となる株式の数）

当社取締役（社外取締役を除く）　　３名（43,000株）

当社社外取締役	1名（ 2,000株）
当社社外監査役	1名（ 2,000株）
子会社（株式会社松坂屋）の社外監査役	1名（ 2,000株）

②新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり635,000円（株式1株当たり635円）

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり1,000円（1株当たり1円）

⑤新株予約権の行使期間

平成19年9月3日から平成38年7月14日まで

⑥新株予約権の主な行使条件

イ．新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ．新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

ハ．新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。

ニ．新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

⑦新株予約権の主な取得条項

特に定めない。

⑧新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨有利な条件の内容

該当事項はない。

⑵当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶その他新株予約権に関する重要な事項

①Ｊ.フロント リテイリング株式会社第１回新株予約権（※　平成19年９月３日発行）

※平成19年９月３日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

・新株予約権の数
　100個
・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
　普通株式　140,000株（新株予約権１個につき1,400株）
・各新株予約権の発行価額
　無償
・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
　１株当たり404円
・新株予約権を行使することができる期間
　平成19年９月３日から平成24年５月23日まで
・新株予約権の行使の条件
　イ．新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から２年間に限り行使できる。
　ロ．その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
　イ．当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
　ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から２年の経過をもって取得する。

②Ｊ.フロント リテイリング株式会社第２回新株予約権（※　平成19年９月３日発行）

※平成19年９月３日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

・新株予約権の数
　75個
・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
　普通株式　105,000株（新株予約権１個につき1,400株）

・各新株予約権の発行価額
　無償
・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
　１株当たり317円
・新株予約権を行使することができる期間
　平成19年９月３日から平成25年５月22日まで
・新株予約権の行使の条件
イ．新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から２年間に限り行使できる。
ロ．その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
イ．当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から２年の経過をもって取得する。

③Ｊ.フロント リテイリング株式会社第３回新株予約権（※　平成19年９月３日発行）

※平成19年９月３日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。
・新株予約権の数
　220個
・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
　普通株式　308,000株（新株予約権１個につき1,400株）
・各新株予約権の発行価額
　無償
・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
　１株当たり699円
・新株予約権を行使することができる期間
　平成19年９月３日から平成26年５月27日まで

・新株予約権の行使の条件
イ．新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から２年間に限り行使できる。
ロ．その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
イ．当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から２年の経過をもって取得する。

④Ｊ.フロント リテイリング株式会社第４回新株予約権（※　平成19年９月３日発行）

※平成19年９月３日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。
・新株予約権の数
240個
・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式　336,000株（新株予約権１個につき1,400株）
・各新株予約権の発行価額
無償
・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
１株当たり691円
・新株予約権を行使することができる期間
平成19年９月３日から平成27年５月26日まで
・新株予約権の行使の条件
イ．新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から２年間に限り行使できる。
ロ．その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

イ．当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から２年の経過をもって取得する。

⑤Ｊ.フロント リテイリング株式会社第６回新株予約権（※　平成19年９月３日発行）

※平成19年９月３日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

・新株予約権の数
　300個

・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
　普通株式　300,000株（新株予約権１個につき1,000株）

・各新株予約権の発行価額
　無償

・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
　１株当たり794円

・新株予約権を行使することができる期間
　平成20年７月15日から平成24年７月14日まで

・新株予約権の行使の条件
　新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	岡田　邦彦	株式会社松坂屋代表取締役会長 株式会社御園座社外取締役 中部日本放送株式会社社外取締役
取締役社長（代表取締役）兼最高経営責任者	奥田　務	百貨店事業政策部長 株式会社大丸代表取締役会長 株式会社大阪証券取引所社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役
取締役	山本　良一	営業改革推進担当 株式会社大丸代表取締役社長 株式会社松坂屋取締役
取締役	茶村　俊一	銀座再開発担当 株式会社松坂屋代表取締役社長 株式会社大丸取締役 株式会社白洋舎社外取締役
取締役兼専務執行役員	都島　敏明	業務本部長
取締役兼常務執行役員	小島　喜代三	関連事業政策部長
取締役兼常務執行役員	塚田　博人	経営計画本部長兼銀座再開発副担当
取締役	高山　剛	大同特殊鋼株式会社相談役
取締役	竹内　功夫	オーミケンシ株式会社社外取締役
監査役	古田　武	株式会社大丸社外監査役 株式会社カネカ相談役
監査役	清水　定彦	東邦瓦斯株式会社特別顧問
監査役	鶴田　六郎	弁護士 駿河台大学法科大学院教授 帝国ピストンリング株式会社社外取締役
監査役（常勤）	城戸　敏雄	
監査役（常勤）	中村　順司	

（注）1. 取締役高山剛、竹内功夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役古田武、清水定彦、鶴田六郎の３氏は、社外監査役であります。
3. 平成22年３月１日付で、取締役の「地位・担当及び重要な兼職の状況」を次のとおり変更いたしております。

氏　名	地位・担当及び重要な兼職の状況
奥田　務	取締役会長（代表取締役） 兼最高経営責任者
茶村　俊一	取締役社長（代表取締役）
岡田　邦彦	取締役相談役
山本　良一	取締役兼株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長
都島　敏明	取締役兼専務執行役員社長特命事項担当
塚田　博人	取締役兼常務執行役員経営計画事業統括部長
小島　喜代三	取締役兼常務執行役員社長特命事項担当

（ご参考）

○平成22年２月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

（取締役の兼務者を除く）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	山川浩司	CSR推進室長
執行役員	松田伸治	銀座出店計画室長兼経営計画本部開発事業部長 兼株式会社松坂屋執行役員名古屋駅新店計画室長
執行役員	平山誠一郎	業務本部人事部長
執行役員	土井和夫	業務本部コスト構造改革推進部長
執行役員	末松純夫	百貨店事業政策部副部長兼外商改革推進担当
執行役員	原田隆晴	百貨店事業政策部副部長兼MD戦略推進部長 兼首都圏百貨店戦略推進室長
執行役員	好本達也	百貨店事業政策部営業企画推進室長 兼マーケティング企画推進室長
執行役員	榎本朋彦	百貨店事業政策部Web通販事業担当
執行役員	樋口雅一	百貨店事業政策部MD戦略推進部第２MD推進部長
執行役員	中井千尋	百貨店事業政策部MD戦略推進部第３MD推進部長
執行役員	井出陽一郎	百貨店事業政策部MD戦略推進部第４MD推進部長

（注）平成22年３月１日付で、執行役員の「担当及び重要な兼職の状況」を次のとおり変更いたしております。

氏　名	担当及び重要な兼職の状況
松田伸治	経営計画事業統括部部長開発事業担当
榎本朋彦	経営計画事業統括部部長通販事業担当
平山誠一郎	経営計画事業統括部グループ組織要員政策担当 兼株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員業務本部人事部長
林　俊保	業務統括部長
土井和夫	業務統括部グループコスト政策担当 兼株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員業務本部コスト構造改革推進部長
山川浩司	社長特命事項担当

⑵取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人員	報酬等の総額
取締役	9 名	222 百万円
（うち社外取締役）	（ 2 ）	（ 21 ）
監査役	5	60
（うち社外監査役）	（ 3 ）	（ 23 ）
計	14	282

（注）1. 報酬等の総額には、第３期定時株主総会において決議予定の役員賞与51百万円を含めております。
2. 当事業年度において、社外監査役が当社子会社から受けた報酬額は４百万円であります。
3. 平成20年５月定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月額50百万円であります。
4. 平成20年５月定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額７百万円であります。

⑶当該事業年度に係る役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法及び内容の概要

社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、１年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みを採っております。

⑷社外役員に関する事項

＜社外取締役＞

		髙　山　　剛	竹　内　功　夫
ア.	重要な兼職の状況	大同特殊鋼株式会社相談役	オーミケンシ株式会社社外取締役
	当社との関係	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
イ.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
ウ.	当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会17回のうち、13回に出席し、企業経営に関する豊富な経験・知見に基づき、大所高所から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。	当事業年度開催の取締役会17回のうち、15回に出席し、第三者の立場から経営意思決定に対し、適宜質問し、意見を述べております。
エ.	責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

（注）社外取締役髙山剛氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

＜社外監査役＞

		古　田　　武	清　水　定　彦	鶴　田　六　郎
ア.	重要な兼職の状況	株式会社大丸社外監査役 株式会社カネカ相談役	東邦瓦斯株式会社特別顧問	弁護士 駿河台大学法科大学院教授 帝国ピストンリング株式会社社外取締役
	当社との関係	株式会社大丸は当社の100％子会社であります。 株式会社カネカとの間には特別な関係はありません。	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
イ.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
ウ.	当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会17回のうち、15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	当事業年度開催の取締役会17回のうち、14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	当事業年度開催の取締役会17回のうち、14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
エ.	責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

（注）上記の社外監査役３氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

5.会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2)会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	76百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	220百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記金額には、非監査業務に係る報酬０百万円を含めて記載しております。

(3)非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制システム整備のためのコンサルティング業務

⑷会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項の解任事由に該当し、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じ、これらにより当該会計監査人の解任もしくは不再任が相当であると判断されるに至ったときは、監査役会においては、監査役全員の同意による会計監査人の解任を行うか、あるいは解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることを取締役会へ請求することについて審議され、また取締役会においては、監査役会の意見を踏まえ、会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることについて審議いたします。

6.会社の体制及び方針

⑴取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成21年５月26日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について改定・決議し、さらに、本年３月１日の株式会社大丸と株式会社松坂屋の合併に伴う組織、役職等の変更に対応するため、２月25日開催の取締役会で下記のとおり改定・決議いたしました。

Ⅰ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第４号）

⑴コーポレートガバナンス

①経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月１回以上開催する取締役会において行う。

②取締役会の意思決定、監視行為等について、経営トップから独立した判断を下し、適切な意思決定ができる独立性の高い社外取締役を置く。

③監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。

④有識経験者であり、客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、監査機能を強化する。

⑤取締役会、監査役会の他、以下の会議体を運営する。

グループ経営会議
（社内取締役で構成し、常勤監査役の出席を求め、グループ経営全般に関わる重要な方針・政策について審議・決定する。）

グループ戦略会議
（社内取締役で構成し、グループ経営に関する重要課題についての論議と方向付けを行う。）

グループ業績・戦略検討会
（社内取締役等で構成し、グループ業績及び関連する重要課題の論議、フォロー等を行う。）

グループ連絡会
（社内取締役等で構成し、グループ各社間の重要案件の情報共有等を行う。）

関連事業社長会議、SS事業社長会議
（百貨店を除くグループ各社の業績進捗確認と課題の確認及び情報共有を行う。）
⑥経営計画事業統括部、業務統括部を設置し、組織の役割・責任・権限の明確化を図るとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分離を図る。

⑵コンプライアンス
①グループの全役員・従業員に対して「JFRグループ理念」、「JFRグループ コンプライアンスマニュアル」を浸透させる。
②コンプライアンス経営に係る取締役会の諮問機関として、最高経営責任者（CEO）を委員長とし、顧問弁護士並びに委員長の指名する取締役及び監査役等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置する。
③グループ各社にコンプライアンス推進担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行う。
④コンプライアンス委員会は、社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定等の基盤整備に努めるとともに、各社コンプライアンス推進担当部門を通じた定期的な階層別コンプライアンス教育によりグループ全社に法令及び社内ルールを遵守する体制を強化する。なお、社内規程、マニュアル等はイントラネットに掲載することで、全役員・従業員がいつでも閲覧、確認できることとする。
⑤コンプライアンス委員会は、グループ各社のコンプライアンス推進担当者から各所管のコンプライアンス状況について定期的に報告を求め、適切な是正措置をとり、再発防止策を策定、これを実施させる。
⑥社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置くJFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
⑦内部監査室を設置し、当社及びグループ各社の業務監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。なお、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。

⑶財務報告の適正性確保のための体制
会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

Ⅱ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号）
①事業運営上のリスクについては、社長及び統括部長を統括責任者として、部門に即したリスクの評価・管理を行い、重要なリスクについては管理状況を取締役会に定期的に報告する。
②認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、グループ戦略会議に監査役の出席を求め対応方針を審議・決定し、各所管部門がこれを実行することで、リスクの発生を防止する。
③大規模な地震、火災、事故等の有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危

機管理にあたる。

Ⅲ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第１号）
①取締役の職務の執行に係る以下の文書については、文書管理規程に基づき各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。
1)株主総会議事録と関連資料
2)取締役会議事録と関連資料
3)稟議書、申請書、報告書
4)財務報告に係る関係書類
②取締役が主宰する会議体の議事録と関連資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書については、所管部門が保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。

Ⅳ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号）
①当社グループの経営組織として経営計画事業統括部と業務統括部を置き、統括部長には取締役が就くこととし、これをもって、取締役会の意思決定事項を執行役員に伝わりやすくし、迅速な業務執行を行う。
②最高経営責任者（CEO)、社長、及び統括部長は、各々の役割・責任・権限に基づき、経営目標、中長期計画の達成に向けて、これらの全役員・従業員への周知徹底、実行指示及び効率的な業務執行の監督を行う。また、経営目標、中長期計画に基づく各部門の目標達成の進捗状況については、グループ業績・戦略検討会等において報告を求め、管理する。
③全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、グループ経営会議、グループ戦略会議等を有効に活用し、取締役会の意思決定に資するものとする。

Ⅴ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号）
①社長及び統括部長はグループ各社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
②社長及び統括部長はグループ各社に対し、グループ業績・戦略検討会、関連事業社長会議、SS事業社長会議等を通じて業務報告を求め、適正な業務執行を監督する。
③内部監査室が、グループ各社の日常業務について、内部監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。
④コンプライアンス委員会は、グループ各社にコンプライアンス推進担当部門、担当者を設置し、会議体の活用により、グループ全社におけるコンプライアンス経営を統制する。
⑤当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認め

られる場合には、グループ各社は、監査役又はコンプライアンス委員会に報告するものとし、監査役又はコンプライアンス委員会は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

Ⅵ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第１号、２号）

①監査役の職務の補助は、専任の監査役付スタッフがこれを担当する。
②監査役付スタッフの任命、異動については、社内監査役との協議の上行う。
③監査役付スタッフの人事考課は、社内監査役との協議の上行う。

Ⅶ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第３号、４号）

①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて役員・従業員にその説明を求めることができる。
③内部監査室は、監査役から依頼または請求があった場合には、必要な監査並びに監査報告書の提出、その他の業務を行う。
④監査役会は、監査役監査の環境整備、代表取締役との関係強化、監査役監査の経営に対するフィードバックのため、「監査役会規程」に則り、代表取締役との定期的会合等を持つ。

⑵株式会社の支配に関する基本方針

当社は、高い成長性と高収益・高効率を実現させ、「百貨店事業を核とした質量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニー」の地位確立を目指すことを経営の基本方針としております。かかる経営の基本方針こそが、当社の企業価値を高める根源であると考えており、株式大量保有者に対する取り組み等についての格別の定めはしておりません。

⑶剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上を図りつつ、利益水準、今後の設備投資、キャッシュ・フローの動向等を勘案し、連結配当性向30%を目処に適切な利益還元を行うことを基本方針としております。また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行などを目的として自己株式の取得も適宜検討してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成22年２月28日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	（804,534）	（負債の部）	（481,028）
流動資産	**178,744**	**流動負債**	**263,109**
現金及び預金	44,103	支払手形及び買掛金	76,955
受取手形及び売掛金	59,598	短期借入金	46,324
有価証券	776	１年内償還予定の社債	5,000
たな卸資産	35,186	未払法人税等	2,972
繰延税金資産	13,295	前受金	27,610
その他	26,456	商品券	33,311
貸倒引当金	△673	賞与引当金	6,979
		役員賞与引当金	221
		販売促進引当金	350
固定資産	**625,790**	商品券等回収損失引当金	8,413
有形固定資産	**499,571**	事業整理損失引当金	1,641
建物及び構築物	135,932	その他	53,328
土地	358,177		
建設仮勘定	2,870	**固定負債**	**217,918**
その他	2,591	長期借入金	74,612
無形固定資産	**18,951**	繰延税金負債	98,331
その他	18,951	退職給付引当金	32,002
投資その他の資産	**107,267**	役員退職慰労引当金	58
投資有価証券	28,405	負ののれん	5,761
長期貸付金	992	その他	7,153
敷金及び保証金	51,420	（純資産の部）	（323,506）
繰延税金資産	11,215	**株主資本**	**315,231**
その他	18,074	資本金	30,000
貸倒引当金	△2,840	資本剰余金	209,636
		利益剰余金	81,585
		自己株式	△5,991
		評価・換算差額等	**△736**
		その他有価証券評価差額金	△676
		繰延ヘッジ損益	△60
		新株予約権	**124**
		少数株主持分	**8,887**
資産合計	**804,534**	**負債純資産合計**	**804,534**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成21年３月１日から平成22年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
商品売上高	977,880	
不動産賃貸収入	4,652	**982,533**
売上原価		
商品売上原価	740,429	
不動産賃貸原価	1,892	742,321
売上総利益		**240,211**
販売費及び一般管理費		**221,627**
営業利益		**18,584**
営業外収益		
受取利息	254	
受取配当金	502	
持分法による投資利益	200	
その他	6,942	7,899
営業外費用		
支払利息	1,679	
その他	4,837	6,517
経常利益		**19,966**
特別利益		
固定資産売却益	3,134	
投資有価証券売却益	970	
関係会社株式売却益	57	
事業整理損失引当金戻入額	938	
その他	85	5,186
特別損失		
固定資産処分損	1,195	
投資有価証券評価損	1,800	
たな卸資産評価損	665	
減損損失	3,505	
事業整理損	1,251	
不動産取得関連費用	1,822	
その他	1,089	11,330
税金等調整前当期純利益		**13,822**
法人税、住民税及び事業税	4,807	
過年度法人税等	1,598	
法人税等調整額	△1,411	4,993
少数株主利益		661
当期純利益		**8,167**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成21年３月１日から平成22年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
平成21年２月28日残高	30,000	209,657	75,310	△5,980	308,987	△1,161	35	△1,125	130	8,276	316,268
当期変動額											
剰余金の配当			△1,851		△1,851						△1,851
当期純利益			8,167		8,167						8,167
自己株式の取得				△52	△52						△52
自己株式の処分		△20		42	21						21
連結除外に伴う減少高			△41		△41						△41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						484	△95	388	△5	611	994
当期変動額合計	－	△20	6,274	△10	6,243	484	△95	388	△5	611	7,237
平成22年２月28日残高	30,000	209,636	81,585	△5,991	315,231	△676	△60	△736	124	8,887	323,506

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

［ご参考］

連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）（平成21年３月１日から平成22年２月28日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,996
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,879
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,212
現金及び現金同等物に係る換算差額	△121
現金及び現金同等物の増減額	11,208
現金及び現金同等物の期首残高	32,307
現金及び現金同等物の期末残高	43,515

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

（平成22年２月28日現在）

現金及び預金勘定	44,103百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△605百万円
現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券	17百万円
現金及び現金同等物の期末残高	43,515百万円

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項
⑴連結子会社　　23社（株式会社大丸、株式会社松坂屋、株式会社博多大丸、株式会社ピーコックストア、大丸興業株式会社　他）
前連結会計年度まで連結子会社であった栄印刷株式会社は、株式の売却に伴い当連結会計年度から連結の範囲から除外しておりますが、損益計算書については当連結会計年度まで連結しております。また有限会社常磐商会は、当連結会計年度において清算したため、清算時までの損益計算書を連結しております。

⑵非連結子会社　　８社（博多大丸友の会株式会社、株式会社博多大丸カードサービス　他）
非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項
⑴持分法を適用した非連結子会社及び関連会社
関連会社　　５社（株式会社白青舎、株式会社心斎橋共同センタービルディング、八重洲地下街株式会社、株式会社JPロジサービス、若宮大通駐車場株式会社）

⑵持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社
非連結子会社　　８社（博多大丸友の会株式会社、株式会社博多大丸カードサービス　他）
関連会社　　２社（株式会社銀座都市企画、有限会社五光）
持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

⑶持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項
⑴重要な資産の評価基準及び評価方法
①有価証券
その他有価証券
時価のあるもの　　当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの　　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ　　時価法

③たな卸資産　　主として売価還元法による低価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑵重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）
建物及び構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

（追加情報）
当連結会計年度より、平成20年度の法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年４月30日　財務省令第32号））を契機に、主として機械及び装置の耐用年数を見直しました。この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法　　ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース取引開始日が平成21年２月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

⑶重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金
従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金
役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④販売促進引当金
販売促進を目的とするポイントカード制度により発行されたポイントお買物券の未引換額に対し、過去の回収実績率に基づく将来の利用見込額を計上しております。

⑤商品券等回収損失引当金
商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

⑥事業整理損失引当金
関係会社の事業整理に伴う損失に備えるため、所要額を計上しております。

⑦退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑧役員退職慰労引当金
一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。

⑷重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

⑸重要なヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引
ヘッジ対象：外貨建営業債権債務、外貨建予定取引、借入金及び借入金の支払利息

③ヘッジ方針
当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎連結会計年度末に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

⑹消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

⑺会計方針の変更
①「たな卸資産の評価方法」の変更
たな卸資産については、従来、主として売価還元法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成18年７月５日　企業会計基準第９号）が適用されたことに伴い、主として売価還元法による低価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益が158百万円、税金等調整前当期純利益が823百万円それぞれ減少しております。

②「所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法」の変更
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を当連結会計年度から適用し、従来の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。
また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成21年２月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれんは発生以後５年間で均等償却しており、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　226,768百万円

2. 担保に供している資産

建物及び構築物	14,323百万円
土　　地	12,719百万円
投資有価証券	453百万円
担保に係る債務の金額	12,842百万円

3. 保証債務残高

従業員住宅他融資の保証	68百万円
株式会社SDS企画（株式会社下関大丸の子会社）銀行借入保証及びリース契約保証	20百万円
計	89百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式　536,238,328株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成21年４月14日　取締役会	普通株式	1,851	3.50	平成21年２月28日	平成21年５月７日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成22年４月13日　取締役会	普通株式	利益剰余金	3,701	7.00	平成22年２月28日	平成22年５月７日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　1,238,000株

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　594円89銭

2. １株当たり当期純利益　15円45銭

（重要な後発事象に関する注記）

共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

⑴結合当事企業の名称及びその事業の内容

・結合企業

名　　称　株式会社松坂屋

事業の内容　百貨店業

・被結合企業

名　　称　株式会社大丸

事業の内容　百貨店業

⑵企業結合日

平成22年３月１日

⑶企業結合の法的形式

株式会社松坂屋を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社大丸は平成22年３月１日をもって解散いたしました。

⑷結合後企業の名称

株式会社大丸松坂屋百貨店

⑸取引の目的を含む取引の概要

これまでの当社、株式会社大丸、株式会社松坂屋の組織・機能を再編成し、シンプルな事業運営体制を構築することで意思決定の迅速化を図るとともに、組織・要員・施設等の集約・スリム化など、一層の生産性の向上と経営の効率化を推進してまいります。

なお、当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはなく、合併による新株発行および資本金の増加はありません。

また、存続会社において、本合併の効力発生日をもってその他資本剰余金の資本組入による増資を行い、資本金を100億円といたしました。

2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

計算書類

貸借対照表（平成22年２月28日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	（286,603）	（負債の部）	（1,678）
流動資産	10,469	流動負債	1,678
現金及び預金	1,527	未払費用	242
関係会社短期貸付金	7,314	未払法人税等	237
繰延税金資産	494	賞与引当金	863
その他	1,132	役員賞与引当金	51
		その他	283
固定資産	276,134		
有形固定資産	112	固定負債	0
建物及び構築物	112	その他	0
その他	0		
無形固定資産	66	（純資産の部）	（284,925）
ソフトウエア	61	株主資本	284,801
その他	4	資本金	30,000
投資その他の資産	275,956	資本剰余金	247,149
投資有価証券	37	資本準備金	7,500
関係会社株式	275,732	その他資本剰余金	239,649
繰延税金資産	3	利益剰余金	12,783
その他	182	その他利益剰余金	12,783
		繰越利益剰余金	12,783
		自己株式	△5,131
		新株予約権	124
		新株予約権	124
資産合計	286,603	負債純資産合計	286,603

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成21年３月１日から平成22年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	6,838	
経営指導料	5,598	**12,437**
一般管理費		**5,426**
営業利益		**7,010**
営業外収益		
受取利息	23	
その他	10	34
営業外費用		
その他	50	50
経常利益		**6,994**
特別利益		
関係会社株式売却益	378	378
税引前当期純利益		**7,372**
法人税、住民税及び事業税等	468	
法人税等調整額	△144	324
当期純利益		**7,048**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成21年３月１日から平成22年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成21年２月28日残高	30,000	7,500	239,664	7,585	△5,117	279,632	130	279,762
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△1,851		△1,851		△1,851
当期純利益				7,048		7,048		7,048
自己株式の取得					△50	△50		△50
自己株式の処分			△14		36	21		21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△5	△5
事業年度中の変動額合計	－	－	△14	5,197	△13	5,168	△5	5,162
平成22年２月28日残高	30,000	7,500	239,649	12,783	△5,131	284,801	124	284,925

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法
⑴有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のないもの　　移動平均法による原価法

⑵棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品　　先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
建物及び構築物　　定額法
そ　の　他　　定率法
無形固定資産（リース資産を除く）　定額法　　ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース取引開始日が平成21年２月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

3. 引当金の計上基準
賞与引当金　　従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金　　役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法　　税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更
⑴「たな卸資産の評価方法」の変更
たな卸資産については、従来、先入先出法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成18年７月５日　企業会計基準第９号）が適用されたことに伴い、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

⑵「所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法」の変更
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号

（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を当事業年度から適用し、従来の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。
また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成21年２月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　24百万円

2. 関係会社に対する短期金銭債権　7,314百万円
   関係会社に対する短期金銭債務　1百万円

3. 保証債務残高
   株式会社JFRオフィスサポート
   短期借入金に対する保証　34,606百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高
- 営業収益　12,437百万円
- 一般管理費　317百万円
- 営業取引以外の取引高　42百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数　普通株式　536,238,328株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数　普通株式　7,397,058株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	当事業年度
関係会社株式評価損	428百万円
賞与引当金	350百万円
未払保険料	50百万円
未払事業税	52百万円
未払地方法人特別税	15百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	926百万円
評価性引当額	△428百万円
繰延税金資産合計	498百万円
繰延税金資産の純額	498百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度
流動資産－繰延税金資産	494百万円
固定資産－繰延税金資産	3百万円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）（貸借対照表に計上したものを除く）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車輌及び器具備品	4百万円	2百万円	2百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

１年内	0百万円
１年超	1百万円
合　計	2百万円

（注）取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	0百万円
減価償却費相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等　　（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注４）	科　目	期末残高
子会社	株式会社大丸	直接 100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取（注１）	3,124	－	－
子会社	株式会社松坂屋	直接 100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取（注１）	1,680	－	－
子会社	株式会社JFR オフィスサポート	直接 100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取（注１） 資金の貸付（注２） 利息の受取（注２） 債務保証の実施（注３）	2 5,034 23 34,606	短期貸付金	7,314

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）経営指導料については、契約条件により決定しております。
（注２）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
（注３）金融機関からの要請に基づき、株式会社JFRオフィスサポートの債務に対し、必要と認められる保証を行っております。
（注４）取引金額には消費税等は含まれておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　　538円54銭

2. １株当たり当期純利益　　13円33銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年４月９日

J.フロント リテイリング株式会社
取　締　役　会　御　中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 原 健 二　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 田　　豊　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 市 裕 之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 幸 宏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成21年３月１日から平成22年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J.フロント リテイリング株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年４月９日

J.フロント リテイリング株式会社
取　締　役　会　御　中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 原 健 二　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 田　　豊　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 市 裕 之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 幸 宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成21年３月１日から平成22年２月28日までの第３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成21年３月１日から平成22年２月28日までの第３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年４月12日

J.フロント リテイリング株式会社　監査役会

常勤監査役	城戸敏雄	㊞
常勤監査役	中村順司	㊞
社外監査役	古田　武	㊞
社外監査役	清水定彦	㊞
社外監査役	鶴田六郎	㊞

以　上

株主様ご優待制度のご案内

■ご優待内容

① 現金によるお買物が10%割引

・ただし、税込1,000円未満のお買物については割引いたしません。また、一部割引対象外の商品がございます。

② ㈱大丸松坂屋百貨店の各店ミュージアムなどに無料入場（ご同伴者１名様まで有効）

・㈱博多大丸（福岡天神店・長崎店）、㈱下関大丸、㈱高知大丸、㈱鳥取大丸の有料文化催事には適用されません。

■株主様ご優待カードの発行について

J.フロント リテイリング株式会社は、毎年２月末日現在で1,000株以上ご所有の株主の皆さまに対し、㈱大丸松坂屋百貨店および関係百貨店（全国24店舗）でご利用いただける「J.フロント リテイリング株主様 お買い物ご優待カード」を５月中に発行いたします。

ご利用限度額（毎年6月1日から翌年5月31日まで）

2月末ご所有株式数	ご利用限度額（税込値札価格）
1,000株以上 3,000株未満	100万円
3,000株以上10,000株未満	単元株数（1,000株）ごとに50万円ずつ加算
10,000株以上	500万円（上限）

なお、毎年８月31日現在の新規株主の皆さまには、有効期限を12月１日から半年間、ご利用限度額を上表の半額に設定し、11月中に発行いたします。

■ご利用上のご注意

1. 本カードは、お買い上げ時に売場係員にご提出いただきますと、以下の㈱大丸松坂屋百貨店および関係百貨店における税込1,000円以上の現金による値札価格でのお買物に限り、上記のご利用限度額の範囲内でその10%を割引いたします。
（ただし、フォーエバー21は５%割引）

㈱大丸松坂屋百貨店
大丸心斎橋店、大丸梅田店、大丸東京店、大丸ららぽーと横浜店、大丸浦和パルコ店、大丸京都店、大丸山科店、大丸神戸店、大丸新長田店、大丸須磨店、大丸芦屋店、大丸札幌店、松坂屋名古屋店、松坂屋名古屋駅店、松坂屋豊田店、松坂屋高槻店、松坂屋上野店、松坂屋銀座店、松坂屋静岡店
㈱博多大丸（福岡天神店、長崎店）、㈱下関大丸、㈱高知大丸、㈱鳥取大丸

2. 本カードは、全国百貨店共通商品券（日本百貨店協会加盟店発行分）、百貨店ギフトカード、㈱大丸松坂屋百貨店および関係百貨店が独自に発行する商品券・ギフトカード・商品お取替え券・友の会カードの通用店でのお買物に限り、現金によるお買物と同様にご利用いただけます。なお、他社発行クレジットギフト券によるお買物につきましては、㈱大丸松坂屋百貨店、㈱博多大丸および㈱下関大丸でのご利用時のみ、現金によるお買物と同様にご利用いただけます。
（その他の商品券、お買物券、商品お引換券、デビットカード等によるお買物にはご利用いただけませんのでご注意ください。）
3. 本カードは、㈱大丸松坂屋百貨店および関係百貨店のお得意様口座、各種クレジットカード、通信販売・代金引換によるお買物およびそのご入金にはご利用いただけません。
4. 本カードは、㈱大丸松坂屋百貨店および関係百貨店の他のお買物優待券、お買物優待制度、他の割引およびポイント付与制度との併用はできません。
5. 本カードは、次のものについては割引いたしません。
生鮮食品（海産物・精肉・青果）、書籍・CD類、たばこ、切手・印紙類、商品券類、各種商品引換券・ギフト券類、金・白金・銀の地金、貨幣類、各種送料・箱代・修理代、レストラン・喫茶、理容・美容室・エステティックなどの施術サービス、旅行代金、その他（ルイヴィトン、ティファニー、ブルガリ、カルティエ、エルメス、ロエベ、シャネル、ユニクロなど）特に各社が指定したもの。
※なお、㈱博多大丸、㈱下関大丸、㈱高知大丸および㈱鳥取大丸では、上記に加え、「特価商品、食料品全般」については割引いたしません。
6. 本カードは、他人に譲渡、売買、貸与等をされた場合は無効といたします。本カードは紛失されても再発行いたしません。また、法人株主様の他のご名義への分割書換発行はできませんので、なにとぞご了承くださいませ。

メ モ 欄

メ モ 欄

株主メモ

剰余金の配当の基準日	期末２月末日　中間８月31日
定時株主総会の基準日	２月末日
定時株主総会	５月中に開催
公告方法	電子公告をもって行います。ただし、事故やその他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 （登記ホームページ　http://www.j-front-retailing.com/）
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 〒137 - 8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号 （電話料無料）　（0120）232 - 711

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

当社ホームページアドレス：http://www.j-front-retailing.com/
より詳細な開示情報や、最新の企業情報をご覧いただくことができます。